

5 療養生活に関すること

がんの治療や療養するにあたって、参考となる制度等についてまとめてあります。

サービスを利用したいときは病院の担当看護師やがん相談支援センター等に相談すれば調整してもらえますよ。

(1) 在宅療養について

自宅は、安心した療養環境であり、誰もができることなら住み慣れた環境で過ごしたいのではないのでしょうか。「病院で受けている治療を自宅で継続することは難しい」「自宅で過ごすのは不安」「ご家族へ負担をかけたくない」などで、自宅での療養を諦める方も少なくないと思います。しかし、自宅での療養を希望される場合のサービスも整えられてきています。まずは、病院のがん相談支援センターやがん相談窓口などで相談してください。通院中の方は、かかりつけ医や訪問看護ステーションでも相談を受けることができます。

① 訪問診療

訪問診療とは、医師が自宅等へ訪問し、診察などを行います。患者さんやご家族からの連絡を受け、必要な場合には訪問看護ステーション、さらにはケアマネジャー(介護支援専門員)とも連携をとりながら、患者さんが安心して療養生活を送ることができるように対応します。医療保険より給付されます。

…………… **問い合わせ先** …… かかりつけ医

② 訪問看護

訪問看護とは、医師の指示のもと看護師等が自宅へ訪問し、看護ケアを提供します。医師等と連携を図り、症状観察や薬の管理を行うほか、状況に応じて点滴の管理や吸引の指導、入浴介助などにも対応できます。24時間体制で、緊急時の相談にも応じることができる事業所もあります。医療保険または介護保険より給付されます。

…………… **問い合わせ先** …… 病院(がん相談支援センター)、かかりつけ医、ケアマネジャー

③ 地域包括支援センター

ご高齢者やそのご家族などの介護に関するさまざまな問題については、市町が設置する「地域包括支援センター」が総合的な相談窓口となっています。「地域包括支援センター」は、専門の職員が関連組織と連携して、介護をはじめ、健康、福祉、医療や生活に関する悩みや心配ごとなどの相談に応じますので、お気軽に各市町の地域包括支援センターへご相談ください。

…………… **問い合わせ先** …… 各市町の地域包括支援センター

④介護保険

在宅で療養していると、人の助けや福祉用具(ベッドや車椅子など)が必要になることがあります。そのようなときの支援のひとつに、介護保険制度があります。介護保険の要介護(要支援)認定を受けた方は、介護保険サービスを総費用の1割または2割の自己負担で利用することができます。末期がんと判断されたがん患者さんも介護保険サービスを利用できます。

〈介護保険の対象〉

以下の場合において、介護を必要とする状態にある方

①65歳以上の者

②40歳～65歳未満の特定疾病該当者(末期がんの方)

〈サービス内容〉

認定審査により決定された要介護状態区分に応じて、介護保険サービスを利用することができます。利用するには、居宅介護支援事業所等との契約やケアプラン作成が必要となります。

…………… **問い合わせ先** 各市町の地域包括支援センター、介護保険担当課

(2)医療費等の負担軽減について

医療費やいろんな制度のことはなかなかわからないよね。がん相談支援センターや就労相談などを利用すれば、一緒に考えてくれますよ。

①高額療養費制度

日本では全ての方が公的な医療保険(国民健康保険や協会けんぽなど)に加入しており、年齢や所得状況に応じて1～3割の自己負担で治療を受けることができます。それでも、治療によっては医療費が高額となり負担が大きくなるため、同一月内に支払った医療費(食事代、室料等は除く)が自己負担限度額を超えた場合は、申請によりその超えた額が払い戻される高額療養費制度があります。

また、払い戻しがあるとはいえ一時的な自己負担が大きい場合もあるため、あらかじめ、加入している医療保険の保険者に限度額適用認定証を申請し、医療機関に提示して窓口での支払いを自己負担限度額までとする制度もあります。

医療費の負担を知っておくことは、治療を続ける上で大切なことです。年齢や加入している医療保険によって利用可能な制度や自己負担が異なりますので、加入し

ている医療保険の窓口や医療機関の医療ソーシャルワーカーにご相談ください。



例)国民健康保険加入者で
70歳未満の年収400万円の方の場合
ひと月あたりの自己負担限度額は
 $80,100円 + (\text{医療費} = 267,000円) \times 1\%$
です。

②医療費控除

患者さん本人またはご家族が1年間(1月1日～12月31日)に一定以上の医療費を支払った場合、税金を軽減する制度です。医療費控除を受けるには会社などの年末調整とは別に自分で確定申告する必要があります。医療費やおむつ等の領収書やレシートは必ず保管しておきましょう。

〈対象となる主なもの〉

- ・ 医師または歯科医師による診療または治療の費用
- ・ おむつやストーマ装具の費用(医師の証明が必要)
- ・ 通院のためのバス、電車などの交通費(ガソリン代や駐車料金は除く)
- ・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術の費用
- ・ 医師等の診療を受けるために必要な松葉杖やコルセット・義歯等の費用など遡って申告できる場合もありますので、詳しくは税務署等にご相談ください。

③小児慢性特定疾病医療費助成

がんを含む小児慢性特定疾病の治療にかかった費用のうち、世帯の所得額に応じて、支払う自己負担額を超えた部分の助成を受けられます。

●小児慢性特定疾病医療費助成に関する問い合わせ先

名称	電話	管轄市町
南加賀保健福祉センター	0761-22-0793	小松市、能美市、川北町
加賀地域センター	0761-76-4300	加賀市
石川中央保健福祉センター	076-275-2250	白山市、野々市市
河北地域センター	076-289-2177	かほく市、津幡町、内灘町
能登中部保健福祉センター	0767-53-2482	七尾市、中能登町
羽咋地域センター	0767-22-1170	羽咋市、志賀町、宝達志水町
能登北部保健福祉センター	0768-22-2011	輪島市、穴水町、能登町
珠洲地域センター	0768-84-1511	珠洲市
泉野福祉健康センター	076-242-1131	
元町福祉健康センター	076-251-0200	金沢市
駅西福祉健康センター	076-234-5103	

石川県健康福祉部健康推進課 TEL 076-225-1448

金沢市保健所地域保健課 TEL 076-234-5102

(3) 経済的な保障制度など

① 傷病手当金

傷病手当金は、健康保険、各種共済組合などの被保険者が疾病または負傷により業務に就くことが出来ない場合に、休業中の生活を保障するために設けられた制度で、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。(国民健康保険には傷病手当金はありません)

..... **問い合わせ先** 勤務先の担当者または加入している公的保険窓口

② 障害年金

障害年金は、公的年金に加入している方が、病気やけがで障害者になったときに支給される年金です。がんで人工肛門造設や喉頭摘出手術を受けた方、または日常生活や仕事に著しい制限を受ける状態になった方が申請し該当すれば支給されます。

制度	問い合わせ先
国民年金	各市町村年金担当課
厚生年金	年金事務所
共済年金	各共済組合

③ 雇用保険の給付(失業給付等)

失業した場合や職業に関する教育訓練を受けた場合など、生活及び雇用の安定と就職の促進のための給付制度があります。雇用保険には「求職者給付、就業促進給付、教育訓練給付」等があり、失業以外にも活用できる給付制度があります。

..... **問い合わせ先** 住所地を管轄するハローワーク(公共職業安定所)

④ 身体障害者手帳

身体障害者手帳を取得することで様々な福祉サービスが受けられます。手帳は障害の種類や程度によって等級が区分され、等級によって受けられるサービス内容は異なります。障害の種類によって診断書が異なり、都道府県・政令指定都市・中核市に指定された医師のみが作成できます。

..... **問い合わせ先** 各市町障害福祉担当課

(4)生活費などの支援制度について

①生活福祉資金貸付制度

「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるため、それぞれの世帯の状況に応じた資金、たとえば、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等の貸付けを行います。また、資金の貸付けにあわせて、関係機関と連携しながら、生活の安定・立て直しのために必要な相談支援を行います。

..... [問い合わせ先](#) お住まいの市町の社会福祉協議会

②生活保護

病気や失業など様々な理由で生活が経済的に困難になったとき、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。日常生活に必要な費用や医療・介護サービス等の費用などを支給します。

..... [問い合わせ先](#) 住所地を管轄する福祉事務所

(5)働く人のための相談や支援について



がんになっても働きながら安心して治療を受けることができるように、まずは主治医と相談しながら、勤務先の上司や人事労務担当者、健康管理担当者等ともよく相談することが大切です。がんに関する相談窓口(P12)に加え、円滑に職場復帰や就労継続ができるよう相談できる窓口があります。

①就労相談

がん診療連携拠点病院では、がんで治療中の方の就労継続を支援するため、社会保険労務士による就労相談を行っています。相談をご希望の方は、下記医療機関までお問い合わせください。相談は無料です。他院へ通院中の方、ご家族の方の相談もお受けしています。

※社会保険労務士とは、

「労働問題」や「社会保険」を専門とする、国家資格者です。労働問題や年金問題、社会保険の専門家として、企業やそこで働く人々の雇用、労働条件、労働保険、社会保険について、助言や相談を行います。

病院名	住所	問い合わせ先	電話番号	相談体制	相談日時	会場	事前予約の有無
金沢大学 附属病院	金沢市 宝町 13-1	がん相談 支援 センター	076- 265-2040	面接 電話	毎週水曜日 13時00分～ 16時00分	がん相談 支援センター 相談室	有(空気が あれば当 日可)
金沢医療 センター	金沢市 下石引 町1-1	がん相談 支援 センター	076- 203-4581	面接 電話	毎週火曜日 13時00分～ 16時00分	がん相談 支援センター	できれば 事前予約、 無くても可
小松市民 病院	小松市 向本折 町ホ60	がん相談 支援 センター	0761- 22-7111(代) 内線1150	面接 電話	第1・第3木曜 日 13時00分～ 17時00分	本館1階 相談室	事前予約 (当日予 約でも可)
金沢医科 大学病院	河北郡 内灘町 大学1-1	がん相談 支援 センター	076- 286-3511 内線6157	面接 電話	毎週木曜日 (祝日の場合 は火曜日) 9時00分～ 13時00分	がん相談 支援センター (患者相談 支援窓口)	できれば 事前予 約、無く ても可
県立中央 病院	金沢市 鞍月東 2-1	がん相談 支援 センター	076- 237-8211	面接	毎週水曜日 13時00分～ 17時00分	1階 患者 総合支援 センター内	不要

がん診療連携協力病院ではがん相談支援センター相談員が就労に関する相談に対応します。

病院名	住所	問い合わせ先	電話番号	相談日時
公立能登総合病院	七尾市藤橋町 ア部6-4	がん相談支援室 ※他施設への紹介 のみしております	0767- 52-6611(代)	月～金曜 8時30分～ 16時30分
恵寿総合病院	七尾市富岡町 94番地	がん相談支援セン ター(けいじゅサー ビスセンター)	0767- 52-2300	月～金曜 8時30分～17時

②ハローワーク(公共職業安定所)

ハローワークでは職業相談や雇用保険(失業給付)手続きなどの相談に応じています。

ハローワーク	所在地	電話番号	管轄区域
金沢公共職業安定所 [※]	金沢市鳴和1-18-42	076-253-3030	金沢市、かほく市、 河北郡
津幡分室	河北郡津幡町字清水 ア66-4	076-289-2530	かほく市、河北郡
小松公共職業安定所	小松市日の出町 1丁目120番地 小松日の出合同庁舎2階	0761-24-8609	小松市、能美市、 能美郡
白山公共職業安定所	白山市西新町235	076-275-8533	白山市、野々市市

ハローワーク	所在地	電話番号	管轄区域
七尾公共職業安定所	七尾市小島町西部2 七尾地方合同庁舎1階	0767-52-3255	七尾市、羽咋市、 鹿島郡、羽咋郡
羽咋出張所	羽咋市南中央町 キ105-6	0767-22-1241	羽咋市、羽咋郡
加賀公共職業安定所	加賀市大聖寺菅生 178-3	0761-72-8609	加賀市
輪島公共職業安定所	輪島市鳳至町島田99-3 輪島地方合同庁舎1階	0768-22-0325	輪島市、珠洲市、 鳳珠郡
能登出張所	鳳珠郡能登町宇出津 新港3-2-2	0768-62-1242	珠洲市、鳳珠郡 のうち能登町

※ハローワーク金沢では長期療養しながら働きたいという方のために、専任の就職支援ナビゲーターによる就職支援を実施しています。

「症状」「通院状況」「職務経験」等、本人の状況に応じた再就職に向けての相談・紹介を行っています。ご希望の方は事前にお問い合わせください。

……… (問い合わせ先) ハローワーク金沢(金沢公共職業安定所) TEL 076-253-3032

ハローワーク金沢では専任の就職支援ナビゲーターが、がん診療連携拠点病院等で出張相談を実施しています。

病院等名	相談日時	実施場所	事前予約
金沢大学附属病院	毎月第1水曜日 第3木曜日 13:00～15:00	外来棟2階内科外来 出張相談コーナー	できれば事前予約、空 きがあれば当日でも可
金沢医科大学病院	毎月第2水曜日 10:00～12:00	患者相談支援窓口	できれば事前予約、空 きがあれば当日でも可
金沢医療センター	毎月第2木曜日 14:00～16:00	がん相談支援センター・ 医療福祉相談室	できれば事前予約、空 きがあれば当日でも可
石川県立中央病院	毎月第3月曜日 14:00～16:00	患者総合支援センター	できれば事前予約、空 きがあれば当日でも可
石川県がん安心生 活サポートハウス	毎月第1金曜日 第3金曜日 14:00～16:00	石川県がん安心生活サ ポートハウス内	当日で可

③石川産業保健総合支援センター

石川産業保健総合支援センターでは、専門家が社内制度の導入や従業員の教育研修を無料でお手伝いいたします。個別の相談も厚生労働省のガイドラインに沿って、医療機関と連携して支援することもできます。

場所：金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル9階

問い合わせ先：石川産業保健総合支援センター(TEL 076-265-3888)

④がんと暮らしの相談 「がんと暮らしのカフェタイム」について

がんとともに暮らしてゆく時、お金や仕事とも上手にお付き合いできると良いですね。がんと暮らしに関する専門職とカフェタイムでお話ししてみませんか？

場 所 石川県がん安心生活サポートハウス(つどい場はなうめ)(P15参照)

時 間 毎月第2土曜日10:00～12:00

参加費・相談料 無料

専 門 職 医療ソーシャルワーカー・社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー

内 容 ミニレクチャーのあと、参加者・専門職のカフェタイムで自由にお話しします。

医療費：高額療養費制度、民間保険など

生活費：ローン、家計、年金(障害、老齢、遺族)など

仕事や社会復帰：傷病手当、休職、復職、求職など

その他：ひとり暮らしの工夫、がんと暮らしのトピックスなど

※時間内の出入りは自由。個別の相談も可能です。

(6) 子どものがんの相談や支援

①小児慢性特定疾病のお子様に関する相談窓口

保健師や自立支援員が、小児慢性特定疾病のお子様の療養生活や学校での悩み、就労の相談に応じています。必要に応じて学校やその他の専門相談機関と連携してお子様の自立にむけてお手伝いいたします。

相談支援機関	連絡先	所在地
石川県難病相談・支援センター	076-266-2738	金沢市赤土町ニ13-1
南加賀保健福祉センター	0761-22-0796	小松市園町又48
石川中央保健福祉センター	076-275-2250	白山市馬場2丁目7
能登中部保健福祉センター	0767-53-2482	七尾市本府中町ソ27-9
能登北部保健福祉センター	0768-22-2011	輪島市鳳至町富田102-4
金沢市小児慢性特定疾病相談室 (泉野福祉健康センター内)	076-242-1131	金沢市泉野町6丁目15番5号

② ひだまりのいえ

入院療養する子どものご家族がくつろぐ場として、石川県助産師会がアパートの一室を低額料金で提供しています。家族とくつろぐ場として、ひとりになってほっと一息つく場として、何か話したいときに話せる場として、低額宿泊施設(ご家族が低額で宿泊)として、自由にご利用いただけます。

宿泊利用 1泊2,000円 子どもは1,000円

休憩利用 1回 100円

場所 金沢大学附属病院の近くのアパート

申し込み・問い合わせ先 石川県助産師会 ひだまりのいえ担当

(TEL: 090-5689-1233、090-1394-5332)

③ 入院中の教育

子どもたちは、たとえ病気で入院中であっても学ぶ権利と遊ぶ権利を持っており、子どもたちの心身の成育のためには、とても大切なことです。

石川県がん診療連携拠点病院である金沢大学附属病院には、病院内学級が設置されています。病院内学級とは、入院中の児童・生徒を対象として病院内に設置された特別支援学級です。子どもたちは、入院中、そこで学習することができます。

他の病院でも、入院中の学習や退院後の学校復帰について相談することができます。

..... **問い合わせ先** 石川県教育委員会、各市町教育委員会

④ 長期フォローアップ外来

金沢大学附属病院小児科では、長期フォローアップ外来を設けています。小児期のがん治療が終了した後でも、受けた治療内容や晩期障害について改めて聞きたい、元気だけれどこういうことが気になる、ここが心配、など何でも相談が可能です。

日時 月・金曜日の14時、15時の2枠(1時間枠、完全予約制)

※2週間前までに予約が必要です

費用 フォローアップ診察料がかかります

(小児慢性特定疾患が適応されます)

始めはご家族のみの受診も可能です。

問い合わせ先 金沢大学附属病院小児科 長期フォローアップ外来 黒田梨絵

⑤金沢医科大学病院CLIMB(クライム)プロジェクト「夏休みキッズ探検隊」

がん診断時に18歳未満の子どものいる患者さんは、年間約5万6千人、その子どもは年間約8万7千人いると言われています。子どもが親の変化をいち早く察知しているということは、珍しいことではありません。がんのように治療期間が長く、体調や容姿が変化したり、入院や通院治療で子どもの日常生活が変化する病気では、多くの場合、子どもに隠し通すことは難しいようです。

子どもは人知れず親のことを心配したり、悩んでいるかもしれません。子どもの中には、「僕が悪い子だったから、お母さんが重い病気になった」「(風邪のように病気が移って)私ももうすぐ同じ病気になるかもしれない」と誤解をしている子もいます。

CLIMBプロジェクト「夏休みキッズ探検隊」は、がんの親をもつ小学生が集まり「同じ立場の仲間を作ること」、病院探検をしながら「がんとその治療について正しく学ぶこと」や「ストレス対処法を学ぶこと」等の経験を通して、親の病気に対する怖さや不安を和らげ、子どもが困難を乗り越える力を高めることを目的としています。

参加申し込み・問い合わせ

金沢医科大学病院 がん診療連携拠点病院担当事務局

「夏休みキッズ探検隊」係

E-mail : center21@kanazawa-med.ac.jp

TEL : 076-286-3511(代)

⑥小児がんサポートブック

学生ボランティアサークル小梅とくろみカフェ(P18)の参加者が作成しました。石川県がん安心生活サポートハウスのホームページからご覧になれます。

内容・療養中の困りごとと工夫

- ・がんを経験した子どもたちの声
- ・療養に役立つ情報 など

